

「岐阜県児童養護施設等サポーター」制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童養護施設、乳児院及び母子生活支援施設等（以下「児童養護施設等」という。）の施設と入所児童を応援してくれる企業、法人、団体等（以下「企業等」という。）を募集し、その運営や入所児童の自立への支援等を通じて、児童養護施設及び入所児童を社会全体で応援する制度を実施するため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、児童養護施設等サポーターとは、第5条による登録証の交付により児童養護施設等の支援を行う企業等をいう。

(児童養護施設等サポーターの対象者)

第3条 児童養護施設等サポーターの対象者は、原則として県内に事務所又は事業所等がある企業等とする。

2 岐阜県暴力団排除条例第7条に基づき、前項に定める企業等が次の各号の一に該当するときは、前項に関わらず、児童養護施設等サポーターになることができない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 暴力団若しくは法第2条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する企業等
- (3) 暴力団員が事業主又は役員となっている企業等
- (4) 暴力団員の内妻等が代表取締役を務めているが、実質的には当該暴力団員がその運営を支配している企業等
- (5) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している企業等
- (6) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請け契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している企業等
- (7) 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している企業等
- (8) 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している企業等

(事業内容)

第4条 本事業において実施する児童養護施設等サポーターの支援内容は、別表のとおりとする。
なお、具体的な支援活動等は児童養護施設等サポーターと支援先となる児童養護施設等の施設長で定める。

(参加申込と登録)

第5条 児童養護施設等サポーターに登録しようとする企業等は、知事に、参加申込書（様式1号）を提出する。

2 知事は、前項の申込書の提出があった場合は、その内容を審査し、適切と認められるときは、申込企業等を児童養護施設等サポーターとして登録し、登録証（様式2号）を交付する。

(児童養護施設等サポーターと児童養護施設とのマッチング)

第6条 知事は、児童養護施設等から、児童養護施設等サポーターを活用した支援の要請があった場合は、児童養護施設等サポーターとして登録した企業等のうち、要請内容に該当する支援を実施する企業等を選定し、支援を要請する等、支援活動実施のための調整を行う。

2 知事は、児童養護施設等サポーターが、個別の児童養護施設等への支援を希望する場合は、サポート先となる児童養護施設等を選定する等の調整を行う。

3 前項のサポート先となる児童養護施設等は次のとおり選定する。

- (1) 希望する児童養護施設等があれば、その施設を紹介する。
- (2) 地元の児童養護施設等を優先して紹介する。
- (3) 各児童養護施設等のサポーターとなる企業数のバランスは考慮する。

(県の支援等)

第7条 県が実施する支援は次のとおりとする。

- (1) 児童養護施設等サポーターとなる企業の企業名の周知
- (2) 児童養護施設等サポーターへの情報提供（児童養護施設等の紹介、関連イベント、児童養護施設等から要請される支援内容、児童養護施設等サポーターの支援事例 等）
- (3) 支援活動のPRによる企業のイメージアップの支援

2 前項の支援を除き、児童養護施設等サポーターの活動に伴う損害保険、傷害保険の加入、その他必要な経費の負担は、児童養護施設等サポーターと児童養護施設等の協議により定める。

(児童養護施設等サポーター活用月間)

第8条 毎年8月を児童養護施設等サポーター活用月間とし、児童養護施設等における本制度の積極的な活用を図る。

(支援の要請及び活動報告)

第9条 児童養護施設等は、支援の要請を前月5日までに、またその活動報告を翌月5日までに、子ども家庭課に報告しなければならない。

(変更の届出等)

第10条 児童養護施設等サポーターは、次の事項に変更があった場合は、変更届出書(様式第3号)により、速やかに子ども家庭課に届けなければならない。

- (1) 名称
- (2) 代表者氏名
- (3) 住所
- (4) 連絡先
- (5) 支援内容

2 児童養護施設等サポーターは、諸事情により本事業の継続が困難になった場合は、サポート先となる児童養護施設と協議のうえ、終了届(別紙様式4号)を子ども家庭課に提出するものとする。

(登録の取消し)

第11条 子ども家庭課は、サポーター企業が第3条の各号に該当することが明らかになったとき、法令に違反したとき、その他、サポーター企業として適当でなくなったと認めるときは、登録を取り消すことができる。

(その他)

第12条 この要項に定めるもののほか、この要項の実施に必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成26年2月18日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年10月21日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表

(児童養護施設等サポーターの支援内容)

入所児童の生活・自立支援 [例] 研修生・職場体験の受け入れ、進学支援(奨学金等)、セミナー(人事担当者等)
企業の特徴を生かした支援 [例] 書籍や学用品等の提供(書店・文具店)、メイクアップ教室(理美容店) 施設の軽修繕・清掃教室(ビルメンテナンス会社)、マナー教室(飲食店) 冠イベント(文化祭、スポーツ大会)の実施等
児童養護施設等の運営支援(寄付、募金等)
児童養護施設等との交流 [例] 施設主催のイベントへの参加、社員のボランティア

岐 阜 県 知 事 様

所 在 地
法 人 名
代 表 者 氏 名

児童養護施設等サポーター登録申込書

下記のとおり 児童養護施設等サポーターへの登録を申し込みます。

1 法人・団体名	
2 代表者氏名	
3 所在地	〒
4 担当者名 (所属)	
5 連絡先	(電話) (FAX)
6 e-mail	(記載していただいたアドレスにメールマガジンを送付します。)
(以下は、支援していただく施設とのマッチング時の参考とします。)	
7 個別の児童養護施設等へのサポート (該当する項目に「○」を記入) 希望する (内容) ※ 支援を希望する施設名 又は 施設の形態、地域等の条件を記載願います。 希望しない	
8 予定している支援の内容 (該当する項目に「○」を記入)	
	内 容
<input type="checkbox"/>	入所児童の生活・自立支援 (※1)
<input type="checkbox"/>	企業の特徴を生かした支援 (※2)
<input type="checkbox"/>	児童養護施設等の運営支援 (※3)
<input type="checkbox"/>	児童養護施設等との交流 (※4)
<input type="checkbox"/>	今後、メールマガジン等を参考に支援内容を決める
※1 研修生・職場体験の受け入れ、進学支援 (奨学金等)、セミナー (人事担当者等) ※2 書籍や学用品等の提供 (書店・文具店)、メイクアップ教室 (理美容店) 施設の修繕 (土木建築会社)、マナー教室 (飲食店) 冠イベント (文化祭、スポーツ大会) の実施等 ※3 寄付、募金等 ※4 施設主催のイベントへの参加、社員のボランティア	

○ご登録いただいた「法人・団体名」、「住所」「連絡先」、「個別の児童養護施設等へのサポート」、「予定している支援の内容」は岐阜県庁ホームページ内で公開いたします。ご了承ください。

(団体名)

(代表者名)

岐 阜 県 知 事

岐阜県児童養護施設等サポーター登録証

岐阜県児童養護施設等サポーターとして、下記のとおり登録をしましたので、児童養護施設等への支援をよろしくお願ひします。

1 法人・団体名 (代表者)	()
2 所在地	〒
4 支援する施設	
5 支援内容	

別紙様式3号
年 月 日

岐 阜 県 知 事 様

所 在 地
法 人 名
代 表 者 氏 名

児童養護施設等サポーター変更届書

下記のとおり 児童養護施設等サポーターへの登録内容を変更します。

1 法人・団体名	
2 代表者氏名	
3 所在地	〒
4 連絡先 e-mail	
5 支援内容	

変更する項目1～5 に○をつけること

岐 阜 県 知 事 様

所 在 地
法 人 名
代表者氏名

「児童養護施設等サポーター」終了届

都合により、児童養護施設等サポーターの活動を終了します。